

林 政 改 革 大 綱

平 成 1 2 年 1 2 月

目 次

基本的考え方	1
新たな基本政策の展開	2
1 多様な機能の持続的発揮のための適切な森林の管理	2
2 森林資源の持続的利用を担う林業・木材産業の発展	2
3 山村の振興	3
4 森林の整備目標及び森林資源の利用目標の設定	3
5 関係省庁の施策との連携	3
多様な機能の発揮のための森林の管理の推進	4
1 森林計画制度の見直し等を通じた森林整備の推進	4
(1) 持続可能な森林経営を推進する森林計画制度の構築	
(2) 森林整備事業等の見直し	
(3) 間伐の緊急実施等による森林整備の推進	
(4) 的確な森林保護の推進	
(5) 森林の保全措置の充実強化	
2 森林の新たな利用の推進	5
(1) 国民に開かれた森林の整備	
(2) 身近な里山林等の保全・整備・利用の推進	
3 森林整備に対する理解の醸成と森づくり運動の展開	6
4 国民の理解の下での森林整備の社会的コスト負担の検討	7
森林の管理と森林資源の持続的利用を担う林業の振興	7
1 地域林業経営体制の整備	7
(1) 施業・経営の担い手の育成・確保と集約化	
(2) 森林組合の機能の充実	
(3) 安定的な林業経営の維持のための措置	

2	林業就業者の確保・育成	9
(1)	新規就業者の確保・育成	
(2)	林業後継者の確保・育成	
(3)	林業事業体の雇用管理の改善	
(4)	労働安全衛生対策の推進	
(5)	女性の参画及び高齢林業者の活動の推進	
3	効率的かつ適切な森林整備のための生産基盤等の整備	10
(1)	林道等の整備	
(2)	機械化の推進	
(3)	優れた品種の開発・普及	
4	特用林産の振興	11
(1)	低コスト安定供給体制の整備と新技術の開発	
(2)	消費者の視点に立った情報提供による需要の拡大	
	森林資源の持続的利用を担う木材産業の振興	11
1	木材産業の構造改革	11
(1)	木材の加工体制の整備	
(2)	木材の流通の合理化と情報化の推進	
(3)	再編整備の推進	
2	木材利用の推進	13
(1)	国民への普及啓発	
(2)	住宅への地域材利用の推進	
(3)	公共部門等における地域材利用の推進	
(4)	木質資源の多角的利用の推進	
	森林・林業・木材産業を通じた総合的・重点的な施策の展開	14
1	森林・林業・木材産業を通じた連携の促進	14
2	林業構造改善事業の見直し	14

公的関与による森林の適正な管理	15
1 保安林指定の計画的推進と治山事業による森林の整備	15
2 緑資源公団による森林の整備	15
3 林業公社による森林の整備	15
4 公有林化の推進	15
森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及	16
1 研究・技術開発等の効率的・効果的な推進	16
2 林業普及指導事業の見直し	16
国有林野事業改革の着実な推進	17
山村地域の活性化	17
1 定住条件の整備等	17
(1) 就業機会の創設・確保	
(2) 定住条件の整備	
(3) 都市と山村の交流の促進	
2 森林整備のための地域による取組の推進	18
森林組合系統組織の見直し	19
1 経営基盤の強化・組織運営体制の整備	19
2 森林組合系統組織の再編・整備	19
森林・林業分野における国際的取組の推進	20
1 持続可能な森林経営の推進	20
2 地球環境問題への対応	20
3 適切な木材貿易の推進	20

林政改革大綱

備考

基本的考え方

林業、木材産業は、これまで、国民生活の基礎的資材である木材を供給することを通じ、経済社会の発展、国民生活の安定等に重要な役割を果たしてきた。このため、我が国の戦後の林政においては、特に昭和39年に制定された林業基本法等に基づき、林業の振興を図ることを中心として、また、林業の振興を図ることを通じて森林の持つ公益的機能の発揮も確保するとの考え方で施策を展開してきた。

しかしながら、快適で安心できる暮らしや心の豊かさを重視する方向へと国民の意識が変化している中で、森林に対する国民の要請も、国土保全や水資源かん養はもとより、保健休養、森林環境教育の場の提供、良好な生活環境の保全等多様化・高度化している。また、地球的規模の環境問題への関心の高まりを背景に、温暖化防止等の地球環境の保全や生物多様性の保全の役割も森林に期待されるようになってきている。

国際社会においては、1992年の地球サミット以降、「持続可能な森林経営」が国際的な課題とされ、気候変動枠組条約第3回締約国会議で採択された京都議定書においてもこれに向けた施策の推進が合意されるなど、森林の保全と利用を両立させながら、国民の多様なニーズに永続的に対応していくことのできる森林の取扱いが求められている。

一方、木材価格の低迷等による林業の採算性の悪化、林業収入への依存度の低下、世代交代による林業経営への関心の低下及び木材需要構造の変化等から、林業及び木材産業を巡る情勢が一層厳しさを増す中、必要な森林の整備が十分に行われなくなっており、このままでは森林の多様な機能を発揮させていくことが困難になるおそれがある。また、このような林業や木材産業の停滞と就業者の減少・高齢化の進行等により、山村地域の活力は低下してきている。

このような状況を踏まえ、国民の要請に応えて我が国の森林が将来にわたり適切に管理されるよう、これまでの木材の生産を主体とした政策を抜本的に見直し、国土保全、水資源かん養、環境の保全等森林の多様な機能の持続的な発揮を図るための政策へと再構築し、他省庁の関連施策との連携を図りつつ、民有林・国有林が一体となって関連施策を推進することが必要である。

大綱・プログラムの国民的理解を深めるとともに、法制的整理を進めた上で、平成13年の通常国会に向け、新たな基本法案を取りまとめ

林 政 改 革 大 綱	備 考
<p>このため、国民的な理解と支持の下に、新たな森林・林業・木材産業・山村に関する基本政策の理念と施策の方向を新たな基本法として明確にすることとする。</p> <p>また、新たな政策を進めるに当たっては、プログラムを作成し、それに沿って、順次、具体化を図っていくこととするが、その際、情勢の変化に柔軟かつ的確に対応できるよう、行政組織の整備、行政運営の効率化・透明性の向上、財政措置の効率的・効果的な運用を図るとともに、定期的に政策の効果を検証し、必要な見直しを行うものとする。</p>	
<p>-----</p> <p>新たな基本政策の展開</p> <p>政策の主たる目的を木材生産とし、産業政策的視点から林業の振興を図ることが結果として森林の公益的機能の発揮につながるというこれまでの考え方を抜本的に見直し、森林に対する国民の要請に的確に応えられるよう、森林の多様な機能の持続的な発揮を図ることを目的とした政策に転換し、民有林・国有林を通じて「持続可能な森林経営」を推進する。</p> <p>(注：「持続可能な森林経営」とは、森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させつつ、国民の多様なニーズに永続的に対応していくという、世界的な潮流となっている森林の取扱い方。)</p> <p>1 多様な機能の持続的発揮のための適切な森林の管理 森林に対する国民の要請に応え、森林の多様な機能を持続的に発揮させるため、重視すべき機能に応じた森林の管理を推進することとし、林業生産活動を通じた適切な森林の管理を助長するとともに、森林所有者等が自助努力を行っても林業生産活動による管理が困難であり、公益的機能の発揮の要請の高い森林について、その適切な管理が必要な場合には、公的関与による森林の管理を実施する。また、森林整備に対する国民の理解を一層醸成するとともに、国民の森林整備への参画を促進する。</p> <p>2 森林資源の持続的利用を担う林業・木材産業の発展 林業・木材産業は、木材・木材製品の生産等を通じて、森林の適切な管理に資するとともに、就業機会の少ない山村地域等の活力の維持などに重要な役割を果たしている。</p>	

林 政 改 革 大 綱	備 考
<p>また、森林から生産される木材は、永続的に再生産を行うことが可能な資材であることや加工エネルギーが少ないことなど環境への負荷の少ない優れた資材であることから、木材利用の推進は、地球温暖化の防止や環境への負荷の少ない社会の構築に貢献できる。</p> <p>このため、持続的、効率的な林業の振興及び木材産業の構造改革を図り、木材需要に応じた品質・性能の明確な製品を安定的に低コストで供給する体制の構築を図る。</p> <p>このような取組と併せて、国内森林資源を持続的に利用していくことの必要性等について普及啓発活動を展開していくことなどにより国産材の利用拡大を推進し、森林整備への再投資の促進と資源の有効利用を図る。</p> <p>3 山村の振興</p> <p>山村地域は、林業生産活動や日常的な森林の管理活動を通じて森林の多様な機能の発揮を促し、安全で豊かな国土の形成を図る上で重要な役割を果たしている。</p> <p>このため、就業機会の創設・確保、定住条件の整備や都市と山村の交流の促進等を通じて、山村地域の活性化を図る。</p> <p>4 森林の整備目標及び森林資源の利用目標の設定</p> <p>森林の多様な機能を将来にわたって持続的に発揮させるため、関係者がコスト削減等を図りつつ森林資源の利用等に向けた努力を行っていく指針として、森林・林業の実態も踏まえつつ、森林の整備の目標及び森林資源の利用の目標の設定を検討する。</p> <p>5 関係省庁の施策との連携</p> <p>新たな基本政策の展開に当たっては、地方自治、教育、福祉、住宅、環境等関係省庁の施策との連携を図る。</p>	

林 政 改 革 大 綱	備 考
<p>多様な機能の発揮のための森林の管理の推進</p> <p>森林の多様な機能を持続的に発揮させるための森林整備を総合的・計画的に推進するため、森林計画制度等を見直し、重視すべき機能に応じた適切な整備を推進する。また、森林整備に対する国民の理解を一層醸成するとともに、国民の森林整備への参画を促進する。</p> <p>1 森林計画制度の見直し等を通じた森林整備の推進</p> <p>(1) 持続可能な森林経営を推進する森林計画制度の構築</p> <p>森林計画制度について、「持続可能な森林経営」の概念を踏まえ、森林の多様な機能の持続的発揮を図ることを基本として見直しを行う。</p> <p>地域の合意の下、重視すべき機能に応じて森林を「水土保全」、「森林と人との共生」及び「資源の循環利用」に区分し、区分に応じて、針葉樹と広葉樹の特性も活かしつつ適切な森林施業を推進する。</p> <p>また、区分に応じ、関連施策の方向を明確化する。</p> <p>この場合、郷土樹種の育成、環境保全等の面で優れた広葉樹の導入を進める等、多様な森林整備を進める。</p> <p>森林施業計画の認定要件を見直すとともに、一定の要件を満たす施業・経営の受託者を森林施業計画の作成者に追加する。併せて、造林関係事業においても、これらの者の事業主体への追加を検討する。</p> <p>持続可能な森林経営を推進する観点から、森林整備の状況等に関する評価手法を整備する。</p> <p>森林に関する情報を的確かつ効果的に把握、分析するとともに、森林計画等に適切に反映できる情報管理体制の整備を行う。</p> <p>(2) 森林整備事業等の見直し</p> <p>成熟期を迎えつつある人工林整備の新たな方向として、抜き伐りを繰り返しつつ徐々に更新を図り、公益的機能の高度発揮や森林資源の持続的利用に資する施業を計画的に推進する。</p> <p>造林関係事業について、重視すべき森林の機能に応じた森林の区分等に対応して、森林整備を効率的・効果的に進めるため、その施策体系を見直す。</p>	<p>適切な森林の管理を進める観点から、法制的整理を進めた上で平成13年の通常国会に向け、森林法改正法案を取りまとめ</p> <p>大綱・プログラムの国民的理解を深めるとともに、法制的整理を進めた上で、新たな基本法の制定、森林法の改正を行い、全国森林計画を変更（13年度予定）</p> <p>14年度からの実施に向け、森林整備事業の施策体系を見直し</p>

林 政 改 革 大 綱	備 考
<p>林道事業について、重視すべき森林の機能に応じた森林の区分等に対応して、森林整備を効率的・効果的に進めるため、その施策体系を見直す。</p> <p>森林に対する要請の多様化に応じた森林整備に対応して、広葉樹を含めた多様な優良種苗の確保を図るため、林木の育種、採取源の確保、生産・流通対策を実施する。</p> <p>(3) 間伐の緊急実施等による森林整備の推進 健全で多様な機能を発揮する森林の整備に向け、緊急かつ計画的な間伐を推進するため、市町村主導による間伐の共同実施や防災の観点に立った間伐の実施、間伐材の利用推進や間伐推進のための路網整備などの総合的な取組を展開する。</p> <p>(4) 的確な森林保護の推進 多様な機能を発揮させる前提となる森林の健全性の確保を図るため、地域の被害状況等に応じて、松くい虫等の病害虫や鳥獣の被害対策を実施するとともに、新たな防除技術の研究開発等を行う。</p> <p>(5) 森林の保全措置の充実強化 森林の多様な機能の確保を図るため、森林所有者等の森林管理に係る責務を明確化するとともに、放置すれば公益上の支障が生じるおそれがある伐採跡地について、森林所有者に対して施業すべき旨の勧告を行い、これに従わない場合には、所有権の移転等に係る勧告を行うなど、森林の保全のための措置を強化する。</p> <p>2 森林の新たな利用の推進 森林と人とが多様で豊かな関わり合いを持つ「21世紀型森林文化」の創造に向けて、森林環境教育など森林の新たな利用及びこれに対応した森林整備を推進する。 特に、身近な里山林や都市近郊林については、森林の保健・文化・教育的な利用と一体的に行う森林整備を通じて、その保全・整備・利用に向けた地域の取組を推進する。 (注:「21世紀型森林文化」とは、広く国民全体が森林との多様なかかわりをもった生活・暮らしを送ることを総称し、中央森林審議会答申「今後の森林の新たな利用の方向」(平成11年2月)の中で提言されたもの。)</p>	<p>平成12年度から5カ年の緊急間伐対策を実施</p> <p>適切な森林の管理を進める観点から法制的整理を進めた上で、平成13年の通常国会に向け、森林法改正法案を取りまとめ</p>

林 政 改 革 大 綱

備 考

(1) 国民に開かれた森林の整備

森林と人との共生を重視すべき森林を中心に、高齢者、障害者、児童等の幅広い利用に配慮しつつ、国民に開かれた森林の整備を推進する。

教育、福祉等の分野の施策や森林ボランティア活動との連携を図りつつ、森林・林業に関する様々な活動を通じた森林環境教育、森林づくり体験への参加、及び健康の維持増進に資する森林利用の機会を提供し、これに必要な人材育成等を行う。

(2) 身近な里山林等の保全・整備・利用の推進

身近な里山林や都市近郊林を保健・文化・教育的利用の場として保全・整備・利用することについて、市町村森林整備計画等に明示し、地域の主体的な取組を推進する。

身近な里山林や都市近郊林が人々に継続的に利用され、維持管理されるよう、森林所有者、地域住民等の連携・協力の下で、利用活動と保全・整備活動を一体的に推進できる条件を整備する。

3 森林整備に対する理解の醸成と森づくり運動の展開

森林の多様な機能及びその発揮のために必要な森林整備に対する国民の理解を一層醸成するとともに、森林整備への参画を促進し、地域一体となった森づくり運動を展開する。

森林の公益的機能を社会全体で支えていくことの重要性について、国土緑化運動や公益的機能の定量的評価の公表等をはじめとする普及啓発活動を展開することを通じて、国民の理解の醸成を図る。

森林・林業に関する活動への国民の直接的参加を促進していくため、ボランティア活動や緑の少年団活動を促進する。

水源の森の整備等上下流の連携・協力による地域一体となった森林整備を推進する。

林 政 改 革 大 綱	備 考
<p>4 国民の理解の下での森林整備の社会的コスト負担の検討 環境税や地方自治体における法定外目的税に関する検討状況や過去の経緯を踏まえ、森林の公益的機能について国民の理解を得つつ、その発揮のための社会的コスト負担のあり方等について検討を行う。</p>	<p>12年11月から研究会を立ち上げ、検討を開始</p>
<p>-----</p> <p>森林の管理と森林資源の持続的利用を担う林業の振興</p> <p>林業は、木材の生産のみならず、多様な機能を発揮させるための森林の管理を担うとともに、就業機会の少ない山村地域等の活力の維持などに重要な役割を果たしている。</p> <p>このため、木材需要に応じた低コストで安定的な生産体制の構築を図る観点から、意欲ある林家等の林業経営体や森林組合、素材生産業者等の林業事業体を育成するとともに、林業就業者の確保・育成、生産基盤の整備、特用林産の振興等の対策を講じることにより、林業の持続的発展を図る。</p> <p>1 地域林業経営体制の整備</p> <p>(1) 施業・経営の担い手の育成・確保と集約化</p> <p>継続的な林業生産活動を通じて地域全体で森林の適切な管理と森林資源の持続的利用を推進するため、林家、森林組合、素材生産業者等の中から、安定的・効率的に施業・経営を実施できる者に焦点を当て、その育成を図る。</p> <p>また、これらの者に対し、経営意欲の低下した森林所有者等の森林の施業や経営の集約化を推進する。</p> <p>育成すべき施業・経営の担い手の明確化</p> <p>ア 林業経営体の育成・確保</p> <p>新技術の導入、施業の受託等の面で地域林業のリーダー役を担える林家等の林業経営体を育成・確保する。</p> <p>イ 林業事業体の育成・確保</p> <p>自ら森林の施業・経営を行えない森林所有者等の森林を引き受け、適切かつ効率的な施業・経営を実施することができる森林組合、素材生産業者等の林業事業体を育成・確保する。</p>	<p>-----</p> <p>育成すべき担い手の経営基盤を強化する観点から、法制的整理を進めた上で、平成13年の通常国会に向け、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の改正法案を取りまとめ</p>

林 政 改 革 大 綱	備 考
<p>認定制度の整備と認定者に対する施策の集中 育成すべき林業経営体及び林業事業体を支援するための認定制度を整備し、認定者に対し選択的・重点的に施策を集中する。</p> <p>認定者による施業・経営の集約化の促進 認定者による地域の森林の施業・経営の引受けを促進するため、森林整備状況の把握等の引受け条件を整備する。</p> <p>(2) 森林組合の機能の充実 森林組合については、森林所有者の協同組織としての性格を活かし、継続的な林業生産活動を通じて地域の森林の適切な管理と森林資源の持続的利用を担うための組織として、森林の現況把握から施業・経営までを一貫して、かつ、継続的に実施することができるよう、その機能の充実を図る。</p> <p>このため、上記(1)の適切かつ効率的に施業・経営を実施していくことができる林業事業体として育成する。</p> <p>また、地域の森林の管理を責任をもって担う主体として、地域の森林の巡視・調査の機能や市町村との適切な役割分担・連携の充実を含む体制の整備を図る。</p> <p>(3) 安定的な林業経営の維持のための措置 安定的な林業経営の維持等のため、森林災害に対する損害てん補制度の普及を図る。</p> <p>林業経営の円滑な承継と安定を通じて森林の適切な管理を推進するため、林業税制のあり方について検討を行う。</p> <p>入会林野等について、未整備分の整備とともに既整備分の森林の適切な管理を実施する。</p>	<p>地域の森林の管理主体としての機能の充実等を図る観点から、平成14年の通常国会に向け、森林組合法の見直しを検討</p>

林 政 改 革 大 綱

備 考

2 林業就業者の確保・育成

(1) 新規就業者の確保・育成

林業就業者の減少・高齢化が進行し、中長期的にみればその不足が懸念される。また、森林の多様な機能を持続的に発揮させるためには、効率的な木材生産のみならず、公益的機能や森林生態系等に関する幅広い知識・技術が要求される。このため、U・J・Iターン希望者等に対する森林・林業に関する知識や求人情報の積極的な提供、就業前を含む研修の実施、新規就業者に対する生活面も含めた相談・助言の実施等により、都市部からの就業を含め多様な就業ルートを通じた幅広い人材の確保を図るとともに、今後の森林整備に必要な知識・技術等を備えた人材の育成・定着を図る。

(2) 林業後継者の確保・育成

林業経営を担う林業後継者等の確保・育成のため、意欲ある林業後継者の技術の向上を図るとともに、地域のリーダーの育成を図る。また、青少年等を対象とした林業の体験教育等を行い、林業経営への理解と参画を促進する。

(3) 林業事業体の雇用管理の改善

林業就業者の福祉の向上及び確保の観点から、関係省庁とも連携し、通年雇用化、就業環境の整備等林業事業体の雇用管理の改善を進める。また、林業事業体がこれらの改善に十分に取り組めるよう、高性能林業機械の導入、施業・経営の受託の促進等により、生産性の向上と安定的な事業量の確保等を図る。

(4) 労働安全衛生対策の推進

安全で快適な就業環境を確保するため、林業事業体とりわけ災害の発生頻度が高い中小規模の事業体に対する安全指導の徹底を行うとともに、高性能林業機械の導入による作業システムの改善等を推進する。

林 政 改 革 大 綱	備 考
<p>(5) 女性の参画及び高齢林業者の活動の推進 女性の森林・林業活動への参画を促進するため、技術、経営に関する研修等を実施する。また、高齢林業者の役割の重要性を踏まえ、その技術と能力を活用した森林・林業活動を促進するため、必要な環境を整備する。</p> <p>3 効率的かつ適切な森林整備のための生産基盤等の整備</p> <p>林業の生産性の向上のための生産基盤の重点的な整備を通じ、育林・素材生産段階におけるコストを削減して、持続的な林業経営を確立し、適切な森林整備を推進する。</p> <p>(1) 林道等の整備 育林や素材生産の段階におけるコストを削減し、地域の森林の整備を効率的に行うため、林道及び作業道の整備を図ることとし、特に意欲をもって森林資源の持続的利用を行う地域等に対して重点的に整備を進める。 また、林道の開設コストの低減を図り、効率的・効果的な林道整備を推進するため、林道の規格・構造の弾力化を検討する。</p> <p>(2) 機械化の推進 高性能林業機械の導入と活用を促進し、生産コストの削減、省力化や労働強度の軽減等を図っていくため、作業条件にきめ細かく対応し得る新たな高性能林業機械作業システムの構築・普及及びこれらに必要な高性能林業機械等の小型軽量化、低価格化、環境負荷の低減等に向けた技術開発と実用化を推進する。</p> <p>(3) 優れた品種の開発・普及 スギ、ヒノキ等に関する森林の生産性の向上、製品の品質の向上、育林コストの削減等のため、材質、生長量等の性質の優れた品種の開発・普及を推進する。</p>	<p>今後の林内路網整備のあり方等につき、平成12年度中を目途に整理。その結果を踏まえ、平成13年度に林道規程の改正を検討</p> <p>平成12年に改定された高性能林業機械化促進基本方針に基づき推進</p>

林 政 改 革 大 綱	備 考
<p>4 特用林産の振興</p> <p>きのこ等の特用林産物は、収入機会の増大を通じた山村地域等の活性化、林業経営の安定化や森林資源の有効利用の面で重要な役割を果たすとともに、特用林産物の安定供給を通じて、我が国の食生活や伝統文化の維持に貢献するものであることから、その振興を図る。</p> <p>(1) 低コスト安定供給体制の整備と新技術の開発</p> <p>品質、安全性等に対する消費者等の要請に応えられるよう、生産技術の向上、高品質種菌(きのこ)の開発・導入、作業の機械化、品質管理の高度化、流通の改善等を図る。</p> <p>(2) 消費者の視点に立った情報提供による需要の拡大</p> <p>JAS法に基づく産地表示の適正化を推進するとともに、特用林産物の特性、産地や生産方法等の情報を消費者にわかりやすく提供すること等を通じて需要の拡大を図る。</p>	<p>平成12年に特用林産振興対策研究会において取りまとめられた今後の特用林産の振興のあり方を踏まえ、対策を推進</p>
<p>-----</p> <p>森林資源の持続的利用を担う木材産業の振興</p> <p>1 木材産業の構造改革</p> <p>木材産業については、課題、目標等を明確化し、木材の需要構造の変化等に対応して、品質・性能の明確な製品を低コストで安定的に供給できるよう、生産、加工、流通の各関係者間の連携を強化するとともに、意欲的な取組を行う企業・地域への重点的支援等を通じて、木材産業の構造改革を推進する。</p>	<p>木材産業及び木材利用に関する法制的措置について、平成13年度を目標に検討</p> <p>平成13年度に木材産業体制整備の基本方針の策定を検討</p>

林 政 改 革 大 綱

備 考

(1) 木材の加工体制の整備

品質・性能の確かな製品の低コスト供給体制の整備

乾燥材、集成材等の需要動向に対応した製品を低コストで安定的に供給するため、乾燥材供給体制の早期整備、集成材等の高次加工化、製品の量産化、高能率機械化の推進、技術者の育成・確保等供給体制の整備を行う。

関係者間の連携の強化による加工体制の整備

需要者ニーズに的確に応えるよう、大工・工務店等との連携強化による住宅部材全般にわたる多様な製材品生産等の体制整備、木材関連産業の団地的取組の推進、森林所有者等と木材加工業者との間での原木の安定供給体制の整備を行う。

技術開発の推進

木材の需要構造の変化に対応した木材の加工・利用に係る技術開発を推進するため、産学官が一体となった技術開発体制を整備するとともに、新事業の創出や新製品の開発のために民間企業等が行う技術開発を促進することを通じてフロントランナー企業を育成する。

(2) 木材の流通の合理化と情報化の推進

原木流通の効率化

地域の実態に応じて、市場の統合等により取扱い規模の拡大を図るとともに、製材段階における乾燥の効率化や用途に応じた加工のため、原木市場等における含水率、強度等の選別の強化等を図る。

製品流通の効率化

需要者ニーズに対応した定時、定量、低コストの供給を進めるため、大消費地への共同出荷体制の整備を図るとともに、地域の製材工場・プレカット工場と大工・工務店等が連携して住宅に必要な部材を直接配送することにより物流の合理化を推進する。

規格取引と情報化の推進

品質・性能が明確な製品の生産を促進し、取引や物流の効率化を図るため、J A S制度の活用等による品質・性能に関わる情報の表示を促進するとともに、情報技術(I T)を活用して木材取引の情報化を推進する。

林 政 改 革 大 綱	備 考
<p>また、木材の需給・価格に関する情報や消費者のニーズを的確に把握し、需要者、生産者双方に情報を提供することにより、需要動向に即した木材の安定的供給を促進する。</p> <p>(3) 再編整備の推進 木材製品に対する需要動向に的確に対応できるよう、製材工場の規模拡大や高能率化による加工コストの低減、新製品の開発・生産等に向けた経営革新等を進めるため、経営革新と設備廃棄等を一体的に促進する。</p> <p>2 木材利用の推進 木材利用が森林の適切な管理のみならず地球温暖化防止や環境への負荷の少ない社会の構築等にも貢献することについて、国民の理解を醸成する。また、地域材利用の課題と対応方向を明らかにし、木材の特性や価格等に関する情報の提供、木材供給者と住宅生産者等関係者の連携の強化による住宅への地域材利用、公共部門における地域材の利用の推進等を通じて、木材利用の推進を図る。</p> <p>(1) 国民への普及啓発 森林資源を持続的に利用していくことの必要性、木材の持つ調湿性や断熱性などの優れた特性や木材価格等について消費者の視点に立って普及啓発活動を充実する。</p> <p>(2) 住宅への地域材利用の推進 木材利用の多くを占める住宅分野については、住宅ストックや少子高齢化の状況から、これまでのような規模の新設住宅着工が期待できないとされる中で、地域材利用を推進するため、標準的な仕様の住宅への地域材を使った部材の安定供給システムを整備するとともに、製材業者等の木材供給者と設計者、大工・工務店等の住宅生産者との連携を促進する。</p>	<p>地域材利用の推進方向について、13年度に取りまとめ</p>

林 政 改 革 大 綱	備 考
<p>また、ストック重視という今後の住宅需要の方向を踏まえ、長期間にわたる居住が可能なお家づくりや住宅のリフォームに必要な利用技術の開発を進めるとともに、部材の供給体制の整備を図る。また、このような需要動向に対応できるよう木材利用に係る技術者を育成する。</p> <p>(3) 公共部門等における地域材利用の推進 住宅における地域材利用への支援と併せ、関係省庁や地方公共団体等との連携により学校等の公共施設、公共土木工事等への地域材利用の推進を図るなど、地域全体で地域材利用を積極的に推進する。</p> <p>(4) 木質資源の多角的利用の推進 木質資源の有効活用を図るため、製材工場残材等について、木材チップ、家畜敷料等への再利用を進める。また、木材のガス化、液化等によるバイオマスエネルギーや木質プラスチック等の新素材としての利用等木質資源の多角的利用のための技術の開発と普及を推進する。</p>	
<p>-----</p> <p>森林・林業・木材産業を通じた総合的・重点的な施策の展開</p> <p>1 森林・林業・木材産業を通じた連携の促進 流域内関係者、上下流住民等の連携・協力による民有林・国有林が一体となった森林整備等を推進するため、流域管理システムの下で、森林の適切な管理と利用に向けた関係者の合意形成の強化、下流都市住民の森林整備への参加等を促進する。 また、コスト・品質・ロットの面で外材と対抗しうる意欲ある地域を育成し、地域材の安定供給を図るため、林道等の整備と木材の加工・流通施設の整備等をより一層一体的・重点的に行う。</p> <p>2 林業構造改善事業の見直し 木材生産流通のコストの削減、需要者ニーズに的確に対応した国産材の供給等を地域の実態に応じて総合的に推進するため、林業構造改善事業の見直しを行う。</p>	<p>-----</p> <p>平成14年度からの実施に向け、必要な事業を総合的・重点的に実施する仕組みを構築</p> <p>平成14年度からの実施に向け、林業構造改善事業を見直し</p>

林 政 改 革 大 綱	備 考
<p>公的関与による森林の適正な管理</p> <p>公益的機能の発揮に対する要請が高い森林であるにもかかわらず、森林所有者等が自助努力を行っても林業生産活動のみでは適正な管理が進みがたい森林について、その適正な管理が必要な場合には、公的な関与による森林の整備等を実施する。</p> <p>1 保安林指定の計画的推進と治山事業による森林の整備 国民の森林に対するニーズの多様化・高度化に対応して、特に公益的機能の発揮が要請され、その機能の維持増進を図るべき森林については、保安林としての指定を計画的に推進し、保全を図る。 森林所有者等が自助努力を行っても林業生産活動のみでは適正な管理が困難な保安林等のうち、森林の公益的機能が著しく低下したものについて、一定の場合には治山事業による森林整備を実施する。 森林に対する国民のニーズの変化を踏まえつつ、保安林の機能を十分に保全する観点から、保安林の指定施業要件の見直しを行う。</p> <p>2 緑資源公団による森林の整備 今後の水需給の動向も踏まえ、森林所有者等の自助努力によっては急速かつ計画的な森林造成が期待できない地域の水源かん養保安林等において、水源林の造成を実施する。</p> <p>3 林業公社による森林の整備 公益的機能の高度発揮が求められる森林において、必要な森林の整備に一定の役割を果たすため、関係者のコンセンサスの下に、経営の安定化を図りつつ、既往の造林地の適切な管理、長伐期化等への施業の転換、施業・経営の受託等を推進する。</p> <p>4 公有林化の推進 地域が、公益的機能の発揮を図るため特に適正な管理を図る必要がある森林について、公有林化を推進する。</p>	<p>保安林整備臨時措置法の期限切れ（15年度末）後の保安林整備のあり方について検討</p> <p>林業公社のあり方等につき平成12年中を目途に整理</p>

林 政 改 革 大 綱	備 考
<p>森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及</p> <p>1 研究・技術開発等の効率的・効果的な推進 新たな政策の展開方向に即して、中期的な期間を見通した課題及び目標を設定するための研究・技術開発戦略及び林木育種戦略を策定し、戦略の中で示された研究・技術開発等の推進方向に沿って、森林・林業・木材産業が抱える諸課題に対応した研究・技術開発及び林木育種を効率的かつ効果的に推進する。 平成13年4月に独立行政法人へ移行する森林総合研究所及び林木育種センターにおいては、戦略に示した課題を重点的に実施する。 また、研究・技術開発等の実施に当たっては、都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携を図るとともに、研究成果については、達成目標に照らして評価し、その評価に基づき、見直しを行う。</p> <p>2 林業普及指導事業の見直し 課題の重点化 地域ぐるみの森林整備と林業生産活動の推進を図るため、地域林業のまとめ役となる指導的林家や林業研究グループのリーダーの育成、U・J・Iターン者等で林業経営への参入意欲のある者の参画促進及び効果的な森林・林業教育の推進等の課題に重点的に取り組む。 効率的・効果的な普及指導事業の展開 多様なニーズに対応した機動的な普及指導事業を展開していくため、個別指導方式の拡充等の手法の見直しを図るとともに、普及指導職員の資質の向上、情報ネットワークの整備等の活動体制の整備を進め。</p>	<p>「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」及び「林木育種戦略」を12年度中を目途に策定</p> <p>平成11年度末に改定された「林業普及指導運営方針」に基づき、対策を推進</p>

林 政 改 革 大 綱	備 考
<p>国有林野事業改革の着実な推進</p> <p>奥地脊梁山脈を中心に存在する国有林野が国土保全、水資源かん養等に果たす役割の重要性にかんがみ、国有林野を名実ともに「国民の森林」として管理経営するために、公益的機能の発揮を重視した管理経営への転換、組織・要員の合理化・縮減等の抜本的改革を推進する。</p> <p>また、この中で、森林の保全管理、森林計画の策定、治山事業の実施等の国有林野事業に関する行政の着実な推進を図るとともに、流域の実態を踏まえながら、国有林野事業と民有林施策が一体となって地域の森林整備や林業・木材産業の振興を図るため、流域管理システムの下での連携を進める。</p>	<p>平成10年12月に策定した「国有林野の管理経営に関する基本計画」（計画期間：平成11年から平成21年）に基づき、国有林野事業の抜本的改革を引き続き推進</p>
<p>山村地域の活性化</p> <p>林業就業者の多くが居住する山村地域は、林業生産活動や日常的な森林の管理活動を通じて森林の多様な機能の発揮を促し、安全で豊かな国土の形成に重要な役割を果たしており、その活性化を図る必要がある。このため、森林等の地域資源を活かした多様な就業機会の創設・確保、定住条件の整備、都市と山村の交流の促進等の施策を総合的に推進する。</p> <p>また、地域一体となった活性化を効果的に図る視点から、農業の中山間地域施策や他省庁の関連施策との連携を進める。</p> <p>1 定住条件の整備等 (1) 就業機会の創設・確保</p> <p>山村地域における基幹的な産業である林業、木材産業の振興を図る。特に、山村における貴重な収入源である特用林産については、地域の特性を活かし、農業等との複合経営による収入機会を確保しつつ、その振興を図る。また、木質バイオマス等の未利用資源を活用した産業の育成等による多様な就業機会の創設・確保を図る。</p>	

林 政 改 革 大 綱

備 考

(2) 定住条件の整備

山村の定住条件の整備を図るため、林道等林業生産基盤の整備と併せ、集落道、用排水施設等の生活環境施設の整備を推進するとともに、若者をはじめとする地域住民やIターン者等の定住を促進するための拠点集落の重点的整備等を推進する。

また、山村地域においては、高齢化が一層進行していることから、高齢者や女性が安全かつ快適に暮らせ、能力を活かすことができる環境の整備等を推進する。

さらに、関係省庁との連携を図りながら、林業等の振興の観点から、地域住民等のニーズを踏まえた将来的な集落再編のあり方等を検討する。

(3) 都市と山村の交流の促進

豊かな自然、空間的・時間的ゆとり、伝統・文化等の都市にはない山村の魅力を活かした森林体験等都市との交流活動を推進するほか、教育関係機関との連携による森林環境教育等の積極的な推進により、山村の活性化を図るとともに、心豊かな人間形成に貢献する。

また、このために必要な交流環境の整備や森林体験活動の指導者の育成等山村における受け入れ体制の整備を推進する。

2 森林整備のための地域による取組の推進

林業を巡る情勢の悪化に伴い林業生産活動が停滞し、森林の機能の発揮に及ぼす影響が懸念される。このため、森林の適切な整備を通じて森林の多様な機能の発揮を図る観点から、森林整備のための地域による取組を推進するための措置の内容について検討する。

林 政 改 革 大 綱

備 考

森林組合系統組織の見直し

森林組合が、その活動を効率的に推進していくためには、森林組合系統組織自らが森林組合の経営基盤の強化や透明性を確保した組織運営体制の整備を進めるとともに、森林組合系統組織についても、組織の合理化と事業運営の効率化を図ることが重要である。そのため、このような森林組合系統組織の取組を促進する。

1 経営基盤の強化・組織運営体制の整備

森林組合がその活動を効率的かつ透明性をもって行えるよう条件整備を進める。

合併による広域組合化、組織の合理化等による経営基盤の強化と透明性を確保した組織運営体制の整備を進め、森林組合系統組織全体についても、組織の合理化、事業運営の効率化を図る。また、役職員の資質の向上に努める。

(森林組合系統組織が平成13年度末を目標として自ら取り組んでいる体制づくりを実現)

効率的な森林施業の実施、事業の整理・多角化、農業協同組合・漁業協同組合との連携等による組合員サービスの向上を図る。

製材業者・工務店、森林整備ボランティア等との連携の強化による事業の展開を図る。

2 森林組合系統組織の再編・整備

単位森林組合の広域化等の状況を踏まえ、森林組合系統組織が自ら取り組む組織の再編・整備を実現する。

都道府県森林組合連合会については、各地域の実情に応じ、単位森林組合との役割分担を明確化した上で機能統合を推進する。

全国森林組合連合会については、事業の抜本的な見直しを含む経営の改善を推進する。

既存の施策との整理を行った上で、平成14年の通常国会に向け、森林組合法の見直しを検討
森林組合合併助成法の期限切れ(平成13年度末)後の対応のあり方について検討

森林組合の合併計画(系統目標)
平成11年度末1,255

13年度末約600

林 政 改 革 大 綱	備 考
<p>森林・林業分野における国際的取組の推進</p> <p>世界における「持続可能な森林経営」の推進のための国際協力、地球温暖化防止等の地球環境問題や適切な木材貿易の推進について取り組む。</p> <p>1 持続可能な森林経営の推進 途上国等における持続可能な森林経営に向けた取組を支援するため、二国間の技術協力・資金協力、国際機関を通じた協力及び各種の技術開発・調査事業等を推進するとともに、民間企業やN G O等による国際的な植林・緑化の取組を促進する。併せて、国際的な政策対話にも積極的に参画する。</p> <p>2 地球環境問題への対応 近年、国際的な取組が進められている地球温暖化防止、生物多様性の保全等の地球環境問題について、国際的な政策協議へ参画するとともに、調査・研究等を推進する。特に、地球温暖化防止については、気候変動枠組条約及び京都議定書において、森林が炭素の吸収源として位置付けられていることから、地球温暖化防止に向けた今後の国際的な取組に積極的に参画する。</p> <p>3 適切な木材貿易の推進 木材貿易の自由化が世界の持続可能な森林経営に与える影響の検証を行うとともに、近く開始されることが予想されるW T O交渉等の国際的な議論の場において、地球規模の環境問題や森林資源の持続的利用の観点から新たな貿易ルールの確立に向けて取り組む。</p>	<p>平成9年12月「京都議定書」、平成10年6月「地球温暖化対策推進大綱」、同年7月「森林・林業、木材産業における地球温暖化対策の基本方向」に基づき、対策を推進</p>